

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

7月2日発行
vol.703

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

南相馬市HP「みなみそうまトピックス」から

5/24(土) ~ 26(月)

相馬野馬追

令和7年の相馬野馬追が、5月24、25、26日の3日間開催されました。



2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

・相馬野馬追 ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 ----- 5
浪江町 ----- 13
双葉町 ----- 18, 26

●三条市News

・第27回参議院議員通常選挙
不在者投票 ----- 25

5/24(土) ~ 26(月)

相馬野馬追

令和7年の相馬野馬追が、5月24、25、26日の3日間開催されました。

今回から「20歳未満の未婚」とする女性の出場条件が撤廃され、20歳以上の女性騎馬武者8騎を含む383騎が出場し、3日間の観光客数は12万9千人となりました。



出陣に向け小高神社で祈りを捧げる



小高区の宵乗り行列



北郷出陣式



北郷陣屋から出陣する騎馬武者たち



北郷で行われた総大将お迎え



太田神社から出陣する中ノ郷の行列



馬の世話をする騎馬武者



宵乗り競馬



宵乗り軍者会



宵乗り軍者会で挨拶をする総大将



軍者会と併せて開催された宵まつり

次ページへ続きます



お行列



雲雀ヶ原祭場での式典で
挨拶を述べる総大将



甲冑競馬で順位を競い合う騎馬武者



着順表を口に羊腸の坂を駆け上がる
騎馬武者



神旗争奪戦に向けて集まる
騎馬武者たち



御神旗を奪い合う騎馬武者たち



御神旗を手に羊腸の坂を駆け上がる
騎馬武者

次ページへ続きます





小高区の火の祭で
沿道のかがり火に火を灯す市民



火の祭に併せて開催された花火大会



野馬懸前に小高神社で行われた
修祓式



野馬懸で使用する水を汲む
御水取の儀



騎馬武者によって竹の囲いの中に
追込まれる馬



野馬懸で
馬を捉える白装束のお小人たち



小高神社の御神殿に連れてこられた
御神馬

6/22 日

鹿島区芸能発表大会

鹿島区芸能発表大会が、6月22日に鹿島生涯学習センターさくらホールで開催されました。歌や踊り、演奏といったさまざまなジャンルのプログラムが行われ、多くの市民でにぎわっていました。





南相馬市からのお知らせ

令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)

6月30日HP更新

給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報、通帳、キャッシュカード、暗証番号の詐取」に、ご注意ください。

令和6年分所得税および令和6年度個人市県民税所得割に係る定額減税の実績額等が確定したことに伴い、以下の**不足額給付Ⅰ**または**不足額給付Ⅱ**の対象者に、定額減税補足給付金の不足額を給付します。

対象者には7月下旬から8月上旬までに、支給のお知らせ(提出不要)または**支給確認書**(提出必要)を発送します。

支給確認書が届いた方は、**令和7年10月31日(金)までに**、本人確認書類の写し(代理申請の場合は申請者および代理人双方の写し)と、振込先口座を確認できる書類の写し(口座名義人についてはカタカナ表記が分かる箇所)を、支給確認書と一緒に、同封の返信用封筒にて返送してください。

また、写しの大きさについては、A4サイズでの提出にご協力をお願いします。

■ 不足額給付Ⅰ

- 支給のお知らせ(ピンク色) 提出不要
- **支給確認書(水色)** **提出必要**

■ 不足額給付Ⅱ

- 支給のお知らせ(黄色) 提出不要
- **支給確認書(黄緑色)** **提出必要**

▶ 令和6年分所得税の定額減税について(国税庁ホームページ)
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/>



▶ 令和6年度個人市県民税に係る定額減税について
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/zeikin/2/25074.html>



次ページへ続きます

給付額算定の基準日について

令和7年6月10日時点で決定している個人住民税課税情報をもとに給付額等の算定をしています。その後の課税情報の変更については、給付額等に反映できません。

不足額給付 I

(1) 対象者

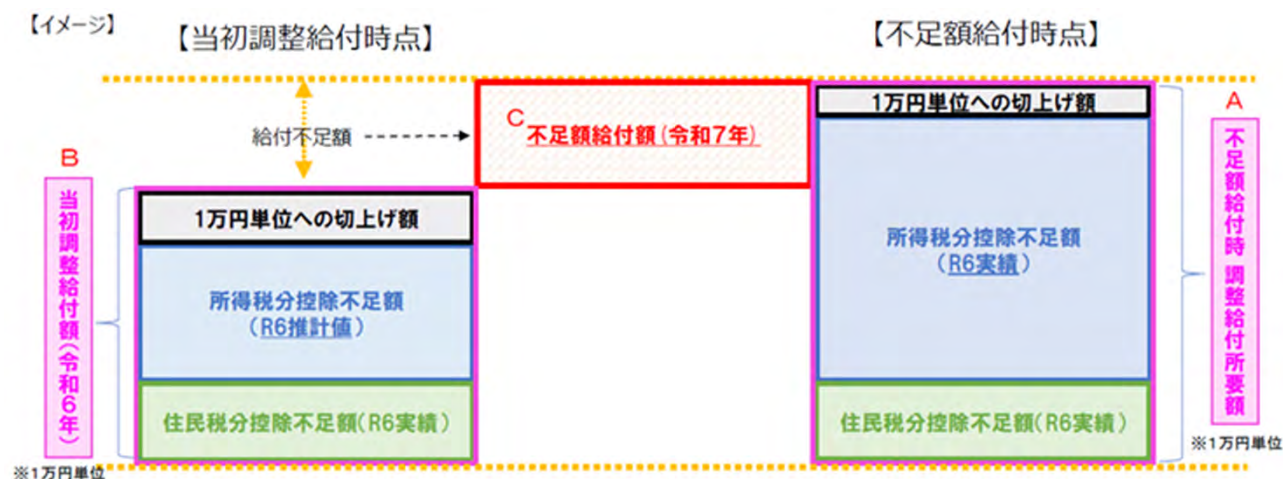
当初調整給付 **注意** の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額(不足額)が生じた者

注意 当初調整給付

定額減税対象者で定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分(令和5年分)個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)者

(2) 給付額

本来給付すべき所要額(下図A)と令和6年度に実施した定額減税調整給付額(下図B)との差額(下図C)



(3) 給付対象となりうる方の例

- ① 令和5年所得よりも、令和6年所得が減少した場合【図1】
- ② 令和5年所得がなく、令和6年所得がある場合【図2】
- ③ 税の更正(修正申告)により、令和6年度分個人住民税所得割が減少した場合【図3】
- ④ こどもが生まれたことで扶養親族が増えた場合【図4】

次ページへ続きます

【図1】 令和5年所得よりも、令和6年所得が減少した場合

< 世帯主・配偶者・子ども1人の3人世帯の場合 >

令和5年 所得	>	令和6年 所得
推計所得税額 60,000円		所得税額（実績） 45,000円
定額減税可能額 90,000円		定額減税可能額 90,000円
※所得税分のみ		※所得税分のみ
調整給付 30,000円	→	調整給付（実績） 45,000円

定額減税可能額 = (本人+同一生計配偶者+扶養親族) × 3万円

差額の2万円を不足額給付として給付
※端数は1万円単位で切り上げ

【解説】

令和5年所得に基づく推計所得税額が6万円、所得税額分のみ定額減税可能額が9万円、調整給付は3万円であったが、令和6年所得が確定し、所得税額（実績）が4万5千円、所得税額分のみ定額減税可能額が9万円となり、調整給付（実績）は4万5千円となった場合、調整給付の3万円と調整給付（実績）4万5千円の差額である1万5千円が不足額給付として給付されますが、端数は1万円単位で切上げされるため、2万円が不足額給付として給付されます。

【図2】 令和5年所得がなく、令和6年所得がある場合

< 令和6年中に新規就職し、所得税が発生した場合 >

令和5年時点 学生	<	令和6年時点 社会人
推計所得税額 0円		所得税額（実績） 60,000円
定額減税可能額 0円		定額減税可能額 30,000円
※定額減税対象外のため		（所得税分）
調整給付 0円	→	定額減税可能額 10,000円
		（個人住民税分）
		調整給付（実績） 10,000円

定額減税可能額（所得税分） = (本人+同一生計配偶者+扶養親族) × 3万円

定額減税可能額（個人住民税分） = (本人+同一生計配偶者+扶養親族) × 1万円

※赤枠（太線）の所得税分は、所得税額から減税されます。

個人住民税分の1万円を不足額給付として給付

【解説】

令和5年中は所得がなかったため、本人として推計所得税、調整給付ともに0円だった者が、就職等により、令和6年の所得税額が6万円となった場合、定額減税可能額（所得税分）の3万円分が減税され、所得税額は3万円となります。

一方、定額減税可能額（個人住民税分）については、令和6年度分個人住民税が発生していないので、減税することができないため、個人住民税分の1万円が不足額給付として給付されます。

次ページへ続きます 

【図3】 税の更正(修正申告)により、令和6年度分個人住民税所得割が減少した場合

＜ 令和6年度個人住民税の修正申告により、
個人住民税（所得割）が減少した4人家族の場合 ＞

令和6年度個人住民税 調整給付時

令和6年度個人住民税 不足額給付時

個人住民税（所得割） 40,000円
定額減税可能額 40,000円
※個人住民税分のみ
調整給付時 **0円**

個人住民税（所得割） 30,000円
定額減税可能額 40,000円
※個人住民税分のみ
不足額給付時 **10,000円**

定額減税可能額 = (本人+同一生計配偶者+扶養親族) × 1万円

差額の**1万円**を不足額給付として給付
※端数は1万円単位で切り上げ

【解説】

令和6年度個人住民税の当初決定時には個人住民税所得割額が4万円、個人住民税分のみ
の定額減税可能額が4万円のため、調整給付は0円であったが、当初決定後に税の修正申告を行
ったことで、個人住民税所得割が3万円に減少した場合、減少後の個人住民税所得割で不足額
給付の算定を行うため、個人住民税所得割が3万円、個人住民税分の定額減税可能額が4万円、
不足額給付時の調整給付額は1万円となり調整給付時0円と不足額給付時1万円の差額の1万
円が不足額給付として給付されます。

【図4】 令和6年中に扶養親族が増えた場合

＜ 子どもが生まれたことで、扶養親族が増加した場合 ＞

調整給付金 算定時

不足額給付金 算定時

推計所得税額 60,000円
定額減税可能額 90,000円
※所得税分のみ
調整給付 **30,000円**

所得税額（実績） 60,000円
定額減税可能額 120,000円
※所得税分のみ
調整給付（実績） **60,000円**

定額減税可能額 = (本人+同一生計配偶者+扶養親族) × 3万円

差額の**3万円**を不足額給付として給付
※端数は1万円単位で切り上げ

【解説】

令和5年の扶養状況は2人（妻、子1人）だったため、所得税分のみ
の定額減税可能額は9万円（（本人+同一生計配偶者1人+扶養親族1人）×3万円）となるが、その後令和6年
中に子どもが生まれ、扶養人数が1人増えたため、所得税分のみ
の定額減税可能額が12万円（（本人+同一生計配偶者1人+扶養親族2人）×3万円）となった場合、令和5年所得に
基づく推計所得税額が6万円、定額減税額が9万円
で調整給付は3万円に対して、令和6年の所得税額（実績）が6万円、定額減税可能額が12万円となったことで、調整給付（実績）
は6万円となります。これより、調整給付3万円と調整給付（実績）6万円の差額の3万円
が不足額給付として給付されます。

※ 個人住民税の定額減税可能額は令和5年12月31日の状況で判定するため、令和6
年中に扶養親族数に変更があった場合でも、その額は変動しません。

次ページへ続きます 

不足額給付Ⅱ

(1) 対象者

以下の①～③のすべての要件を満たす方

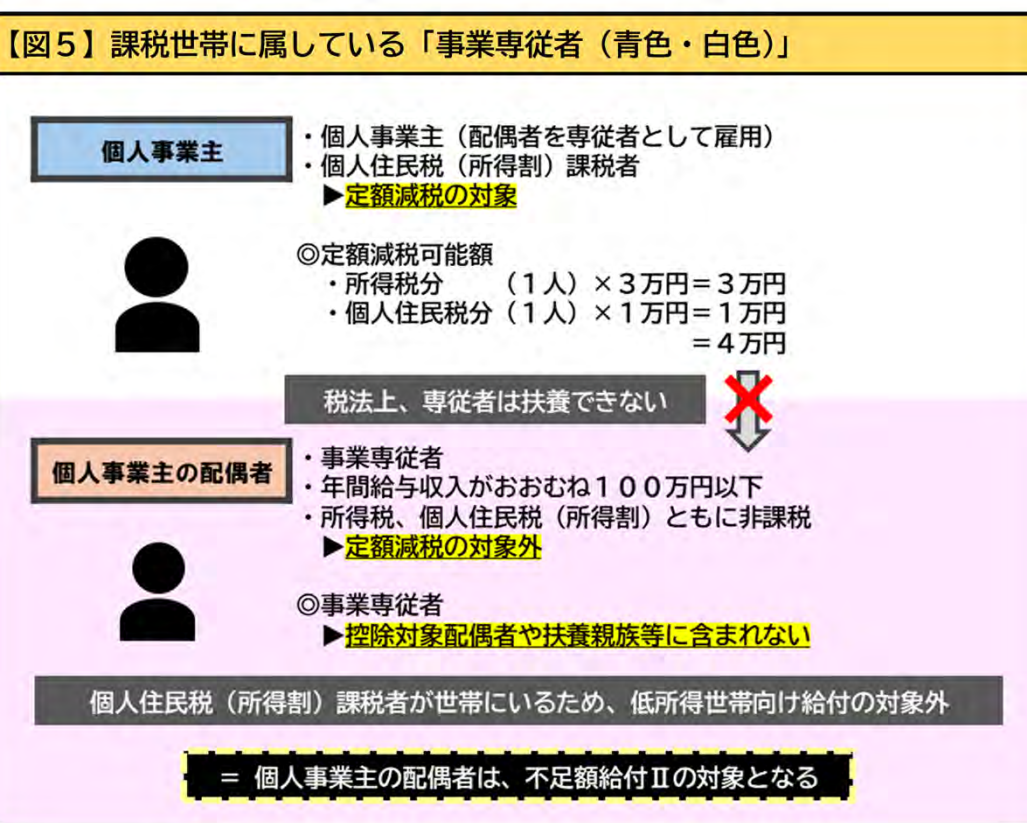
- ① 所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前税額が 0円
(本人として、定額減税の対象外であること。)
- ② 税制度上「扶養親族」対象外(青色事業専従者・白色事業専従者、合計所得金額48万円超の者)
(扶養親族等として、定額減税の対象外であること。)
- ③ 低所得世帯向け給付(R5非課税給付など、R6非課税化給付など)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
(一体措置の上で低所得世帯向け給付対象でないこと。)

(2) 給付額

原則 4万円 (令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合などは 3万円)

(3) 給付対象となりうる方の例

- ① 課税世帯に属している「事業専従者(青色・白色)」【図5】
- ② 課税世帯に属している「合計所得金額48万円超の者」【図6】

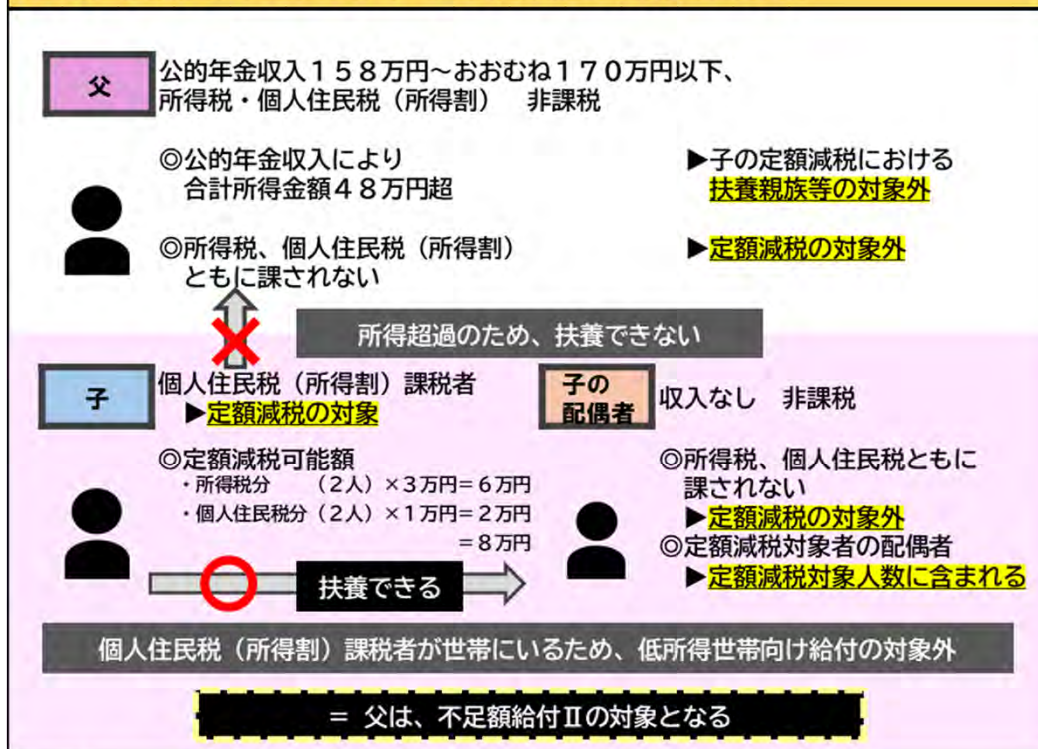


次ページへ続きます

【解説】

納税者である個人事業主の事業専従者（個人事業主の配偶者）であって、自身の年間給与収入がおおむね100万円に満たない者（所得税、個人住民税（所得割）が非課税）が、世帯内に納税者（個人事業主）がいることで、低所得世帯向け給付金の対象にもならなかった場合、不足額給付Ⅱの対象となります。

【図6】課税世帯に属している「合計所得金額48万円超の者」



【解説】

本人（父）の合計所得金額は48万円を超えるが、所得控除や本人（父）の状況により所得税・個人住民税（所得割）ともに非課税で、本人及び子の扶養親族としても定額減税の対象でない者が、納税者（子）等と同居しているため、低所得世帯向け給付金の対象にもならなかった場合、本人（父）は不足額給付Ⅱの対象となります。

問い合わせ

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226

令和7年度 金婚祝賀会のご案内

7月1日HP更新

これまで社会の発展に貢献され、結婚50周年という大きな節目を迎えられたご夫婦を対象に、市として祝意を表するため、金婚祝賀会を開催します。

とき

11月21日(金)午前10時～

注意 感染症の流行状況により、開催延期、中止などの変更をする場合があります。お申し込みの皆さまには、改めてご連絡いたしますので、感染拡大防止のため、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ところ

ホテルラフィヌ（原町区旭町二丁目29番地）

対象となるご夫婦

市内に住所を有し、以下の(1)または(2)に該当するご夫婦

- (1)昭和50年1月1日～12月31日の間にご結婚され、金婚50年を迎えられたご夫婦
- (2)昭和49年12月31日以前にご結婚され、これまで金婚祝賀会に出席されていないご夫婦

申込期限

7月31日(木)

参加申込書

長寿福祉課、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課に備え付けの申込書をご使用いただくか、様式をダウンロードしてご使用ください。

▶ 申込書[PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/moushikomisho.pdf>



▶ 申込書[Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/moushikomisho.doc>



次ページへ続きます 

問い合わせ先・申込先

- 長寿福祉課 TEL 0244-24-5239
- 小高区市民総合サービス課 TEL 0244-44-6713
- 鹿島区市民総合サービス課 TEL 0244-46-2113

健康福祉部 長寿福祉課 長寿福祉係

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27(東庁舎1階)

TEL 0244-24-5239

FAX 0244-24-5740

E-mail chojufukushi@city.minamisoma.lg.jp



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/C6nEBjP7SOY>



今週の番組

番組内容 [6/27～7/4]

- 00分～ オープニング&今週の番組／
政府広報オンライン「戸籍へのフリガナ記載篇」
- 01分～ 令和7年 相馬野馬追～野馬懸～
- 41分～ 政府広報オンライン「戸籍へのフリガナ記載篇」／
博物館通信 vol.32
- 54分～ 月刊図書館通信 7月号
- 63分～ 医療・介護保険の減免についてのお知らせ
- 65分～ サマースクラッチキャンペーンのお知らせ
- 67分～ みゅーまとおさんぽ。北泉海浜総合公園
- 75分～ いきいき80体操 筋力トレーニングSTEP1
- 82分～ 南相馬見聞録 宝蔵寺/阿弥陀寺
- 89分～ 6月休日当番医/リクエストアワー



みゅーまくん



浪江町からのお知らせ

町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

7月1日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談を受け付けています。
各出張所にて開催しておりますので、気軽にご参加ください。

開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けしてください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
7月	2日(水)	8日(火) 22日(火)	15日(火)
8月	6日(水)	12日(火) 26日(火)	19日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 相談弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介しますこととなります。

各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

【要予約・無料】7月17日 司法書士相談会が役場本庁舎で開催されます

7月1日HP更新

福島県司法書士会と浪江町の共催による、無料相談会を奇数月の第3木曜日に開催しています。ADR申立て、相続登記や土地・建物の不動産登記相談、成年後見など、1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談には予約が必要です

相談をご希望の方は、下記連絡先までお電話ください。
また、申し込みは先着順となりますので、あらかじめご了承ください。

浪江町役場 介護福祉課 避難生活支援係 **TEL 0240-34-0260**

日時

7月17日(木) 午後1時～4時

【相談受付時間】

	時間
(1)	13:00～13:30
(2)	13:30～14:00
(3)	14:00～14:30
(4)	14:30～15:00
(5)	15:00～15:30
(6)	15:30～16:00

※各30分間の計6枠
※申し込みは先着順です。

場所

役場本庁舎(浪江町大字幾世橋字六反田7-2)
4階 401会議室

その他

上記以外の福島県司法書士会の無料相談については、福島県司法書士会のHPをご覧ください。か、福島県司法書士会総合相談センター(☎0120-81-5539)に電話でご確認ください。

▶ 福島県司法書士会ホームページ
<https://fk-shiho.com/consultation/>



問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

浪江町内の住宅敷地や空き地などの適正管理について

6月23日HP更新

除草などの適正管理のお願い(帰還困難区域は除く)

住宅敷地や空き地などが適正に管理されず、雑草や枝木などの繁茂により生活環境が悪化し、近隣住民が迷惑となっている相談が年々増加しています。

雑草や枝木などの繁茂により、交通事故、火災、害虫の発生や有害鳥獣が住み着いてしまったり、不法投棄をされるなど周囲に影響を及ぼす危険性が高まりますので、近隣などへ迷惑をかけないように定期的な管理に努めていただきますようご協力をお願いします。



除草剤の配布について

除染環境係において、町内にある宅地の適正管理を目的として、町内に宅地を所有している個人の人へ除草剤を配布しています。(土地所有者ごとに液剤2個、粒剤1個の1セット)

▶ 令和7年度 宅地用除草剤の配布について

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/3/34734.html>



なお、除草した草をご自身で処分する場合は、可燃ごみの指定袋に入れて、ごみステーションへ出してください。

北部衛生センターへ直接持ち込むときは、事前に電話で問い合わせしてから搬入してください。原則、住民以外は持ち込みできません。

【問い合わせ先】

双葉地方広域市町村圏組合 北部衛生センター

TEL 0240-35-5454 (平日午前8時30分～午後5時15分)

問い合わせ

住民課 除染環境係

TEL 0240-34-0228

「7月1日開始」宅地用除草剤配布事業のお知らせ(年度内1回のみ配布)

6月23日HP更新

浪江町では、町内にある宅地の適正管理の推進を図るため、希望者へ宅地用の除草剤を配布します。

ご希望の方は、浪江町役場 住民課除染環境係または津島支所へお越しください。

申請書をご記入の後、その場で配布します。(申請書裏面のアンケートへのご協力をお願いします。)

※ 郵送での対応は行っておりませんのでご承知ください。

※ 代理で申請の場合は、必ず委任状が必要となりますので忘れずお持ちください。

配布対象者

浪江町内に宅地を所有し、下記確認事項に同意いただける人(登記名義人)

【確認事項】

配布された除草剤について

- 使用する場所は、申請人が所有する宅地に限ります。(代理人除く)
- 非農耕用を承知した上でご使用をお願いします。
- 使用前に箱に記載された取扱説明書のご確認を必ずお願いします。
- 町では一切の責任を負いません。すべて自己責任においてご使用ください。
- 適切な保管をお願いします。また、売却や譲渡は行わないでください。
- 期限内の配布上限個数を超えての申し込みはできません。
- 重複して申し込むなど不適切な申請があると認められた場合、配布された個数を返還していただきます。
- 使用前後の効果を確認するため、町が除草剤の使用場所に立ち入らせていただくことがあります。

※ 名義人以外の人(配偶者、親子、同世帯、賃貸借人など)が申請を行う場合、委任状が必要になります。

配布数

- (1) 土地所有者ごとに液剤(4リットル)2個、粒剤(2キロ)1個の計3個の1セット
- (2) 共有名義での所有の場合は代表者に対し液剤2個、粒剤1個の計3個の1セット

※ 個人で複数の宅地を所有している場合や、(1)と(2)の両方が該当する場合も1セットまでとなります。

※ 法人は除きます。

※ 配布期間中に1回のみ配布となります。

次ページへ続きます 

必要なもの

- 除草剤(宅地用)配布申請書[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23079.pdf>



- 身分証明書

※ **代理での申請の場合は、委任状をお持ちください。**(申請書下部の「代理人選任届」を記入または任意様式で記入。委任者の押印があるもの。)

- ▶ (参考) 委任状[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20958.pdf>



配布期間

- 時間: 午前8時30分～午後5時
- 窓口での配布期間: 7月1日(火)～12月26日(金)
- 土曜、日曜、祝日の受け取り(事前に電話予約が必要です)
電話予約による受付期間: 7月1日(火)～12月19日(金)
- ※ 土曜、日曜、祝日に受け取りを希望する人は、必ず平日午前8時30分から午後5時までに電話予約をお願いします。

配布場所

- 浪江町役場本庁舎1階 住民課 除染環境係
- 浪江町役場 津島支所
- 休日は本庁舎1階 庁舎管理室(北側職員通用口から入って左側)

問い合わせ

住民課 除染環境係

TEL 0240-34-0228



双葉町からのお知らせ

駅西住宅入居者募集(令和7年10月入居)のお知らせ

7月1日HP更新

双葉町では、町に帰還される方や町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備をいたしました。次の住宅の募集を行います。入居を希望される方は、募集のお知らせを確認のうえ申込書を提出してください。

募集住宅

●北エリア

住戸名	住戸区分	募集戸数	住戸番号	ペット飼養
災害公営住宅	タウンハウス3DK	2	A-6、A-7	不可
再生賃貸住宅	タウンハウス3DK	1	B-2	不可
再生賃貸住宅	戸建1LDK	1	2-4	可

●南エリア

住戸名	住戸区分	募集戸数	住戸番号	ペット飼養
災害公営住宅	タウンハウス1DK	2	E-3、E-4	不可
再生賃貸住宅	タウンハウス3DK	2	F-6、F-8	不可

※ 住宅の詳細な位置、入居要件や家賃などについては、入居者募集のお知らせでご確認ください。

▶ 駅西住宅入居者募集のお知らせ [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16896/01.pdf>



申込方法

「**駅西住宅申込書**」に必要事項を記入し、郵送、持参、メールのいずれかで総務課まで提出してください。

▶ 駅西住宅申込書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16896/02.docx>



▶ 駅西住宅申込書(記入例) [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16896/02-1.pdf>



次ページへ続きます 

●「駅西住宅申込書」の提出先

- ①郵送の場合……………〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
双葉町役場 総務課 宛
- ②メールの場合………… soumu@town.futaba.fukushima.jp
- ③持参…………… 双葉町役場 総務課窓口(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)

申込期限

7月31日(木)

※郵送の場合は、期限日までに必着。メールおよび持参の場合は、期限日の午後5時15分まで。

抽選について

申込先の住戸が競合した場合は抽選となります。抽選番号、抽選日時については該当する方に後日お知らせします。

抽選会後に同じ住戸区分の空き住戸があれば、当選できなかった方に優先的にご案内します。抽選とならなかった方には、資格審査に関する書類を後日送付します。

申し込みから入居までのスケジュール

申し込み



申込書受理

抽選会

(申込住戸が競合した場合)



抽選会の案内・実施

(当選された方)



資格審査

審査に必要な書類のご案内をしますので、提出してください。



審査期間 約2週間

(審査に合格した場合)



入居予定者決定通知

入居予定者決定通知ほか発送

次ページへ続きます 

- 入居手続と住まい方等に関する説明資料をお送りしますので、内容をご確認のうえ、必要書類を期日までに提出してください。
- 敷金として、月額家賃の3カ月分を納入してください。
- 連帯保証人を1人確保してください。
- 内覧希望者は入居予定者決定後から、入居予定の住戸内を見学できます。
(平日午前8時30分～午後5時、要予約、土日祝日不可)



約2週間後

入居説明会

- 入居説明会では、入居に関する重要事項を説明しますので、必ず参加してください。
- 説明会後に入居許可書と鍵をお渡しします。説明会を受けずに鍵をお渡しすることはできません。

入 居

入居許可日から20日以内に入居してください。

※ 双葉町(駅西住宅)に住民票を異動していただきます。

問い合わせ

総務課

TEL 0240-33-0124

イオン双葉店の店舗概要について

7月1日HP更新

7月1日、町が整備を進めている双葉駅東地区商業施設(小売店・スーパーマーケット)に入居するイオン東北株式会社と共同記者会見を執り行い、店名、オープン日等の店舗概要について公表させていただきましたので、下記のとおりお知らせいたします。

- 名称: イオン双葉店
- 所在地: 双葉町大字長塚字町西36番地1(双葉町役場横)
- 責任者: 店長 新田 信哉(にった しんや)
- オープン日: 令和7年8月1日(金)午前10時30分
- 駐車台数: 12台
- 駐輪台数: 11台
- 営業時間: 午前8時～午後7時
- 休業日: 年中無休(予定)



問い合わせ

復興推進課

TEL 0240-33-0127

令和8年度 双葉町職員(高校卒程度)採用候補者試験 受験案内

7月1日HP更新

受付期間	7月16日(水)～8月15日(金)
第1次試験日	9月21日(日)

- 受け付けは、月曜日から金曜日の業務時間内(午前8時30分～午後5時15分)
- 郵送による申込書提出の場合は、8月15日(金)までの消印有効
- 申込用紙は、双葉町役場総務課(2階事務室)で交付しています(全職種)。
また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。
郵送での請求方法は、「6受験手続」を参照してください。

※ 申込書の提出先は双葉町役場総務課となります。いわき支所、郡山支所および埼玉支所では受け付けできませんのでご注意ください。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

1. 試験職種と採用予定人員

職種	一般事務職	土木職
採用予定人員	若干名	若干名

2. 受験資格(学歴は問いません)

一般事務職 (高校卒程度試験)	平成16年4月2日～平成20年4月1日までに生まれた者
土木職 (高校卒程度試験)	平成16年4月2日～平成20年4月1日までに生まれた者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

1. 日本国籍を有しない者
2. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会または公正委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

次ページへ続きます 

3. 試験の方法および内容

(1) 第1次試験(択一式)

試験種目	試験職種	出題分野
教養試験 (筆記)	一般事務職 土木職	・時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 ・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 ※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。
適性試験 (筆記)	一般事務職 土木職	・公務員に求められる資質について性格特性をみる ・職場に求められる対人関係に関する適応性をみる
専門試験 (筆記)	土木職	土木職員として必要な専門知識および能力を問う問題

(2) 第2次試験(全試験職種共通)

試験職種	試験内容
一般事務職 土木職	(ア) 作文試験 文章による表現力、課題に対する理解力等をみる (イ) 口述試験 個別面接による人物評価 (ウ) 身体検査 医師発行の身体検査書を提出

4. 試験の期日および場所

区分	期日	場所	合格発表
第1次 試験	9月21日(日) 受付 午前9時～9時30分 教養試験 午前10時～正午 ※終了後適性検査 専門試験(土木職のみ) 午後1時～2時	富岡町文化交流センター 学びの森 (富岡町大字本岡字王塚622-1)	11月上旬ごろ
第2次 試験	日時・場所などの詳細は、第1次試験合格者に通知します。		第2次試験日から 30日以内の日

5. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、令和8年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。
※この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です。
- (2) たとえば、令和8年4月1日付けで採用された場合、最低でも令和8年9月30日までの期間は条件附職員として役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後、各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、令和8年10月1日以後になります。また、この条件附採用職員の期間に役場職員としてふさわしくないと判断された場合は、正式採用されないことがありますのでご留意願います。

次ページへ続きます 

注意 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

6. 受験手続

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、双葉町役場総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合には、封筒の表に「**職員(高校卒程度)採用試験申込用紙請求**」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:240ミリ×332ミリ)を必ず同封し、双葉町役場総務課へ郵送してください。

※ 申込用紙は町ホームページからもダウンロードすることができます。

※ いわき支所、郡山支所および埼玉支所での用紙交付および郵便請求による申し込みはできませんのでご注意ください。

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町役場総務課へ提出してください。

また、郵送により申込用紙を提出する場合は、封筒の表に「**職員(高校卒程度)採用試験申込**」と朱書きし、添付書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【添付書類】

- ・ 110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号:120ミリ×235ミリ)
- ・ 履歴書(市販のものでも可)
- ・ 誓約書

(3) その他

◆ 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm)1枚を写真欄に貼って受験当日必ず持参してください。

※ 受験票がない場合または受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

◆ 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。

(4) 申込書様式等

▶ 職員採用試験申込書様式 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16897/01.pdf>



▶ 職員採用試験申込書様式(記載例) [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16897/02.pdf>



▶ 誓約書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16897/03.pdf>



7. 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で請求できます。ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類(運転免許証、学生証、旅券など)を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町役場総務課へおいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1カ月間
第2次試験	第2次試験受験者		

【問い合わせ先】

〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
双葉町役場 総務課 行政係

TEL 0240-33-0124

7月3日(木)公示 7月20日(日)投開票 第27回参議院議員通常選挙 ～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

●期 間 **7月4日(金)～19日(土)**

※土・日曜日も投票できます。

●時 間 **午前8時30分～午後8時**

●場 所 三条市選挙管理委員会事務局
(三条市役所第二庁舎1階101会議室)

手続き

①投票用紙一式を請求する。

避難元自治体から届く「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

②投票用紙一式を受け取る。

避難元自治体からレターパックで、「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」などが郵送されます。(留守のときは、不在の通知を置いていきます。)



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会事務局で投票する。

受け取ったレターパック一式を持ってお越しください。

投票済みの投票用紙を避難元自治体に送る必要があるため、余裕をもって早めの投票をお願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

【4Kドローン映像】ふたば空撮 2025年6月19日撮影

福島県双葉町をドローンで撮影した映像です。

2022年8月30日に一部地域の避難指示が解除された双葉町の様子をさまざまな角度で空撮しています。

▼今回の撮影場所

0:18 中野地区復興産業拠点

0:45 JR双葉駅西側

1:05 JR双葉駅東側

▶ <https://youtu.be/QCQabb0juCU>



避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2025.7.2現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511